

砺波市条件付一般競争入札実施要領（平成21年砺波市告示第73号）

（趣旨）

第1条 この要領は、砺波市における公共工事の入札において、受注意欲のある業者の入札参加への機会を確保するとともに、透明性及び公平性並びに競争性を高めるため、条件付一般競争入札（以下「条件付入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 条件付入札の対象工事は、設計額が500万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び特殊又は高度な技術等特別な条件が必要と認められる場合はこの限りではない。

（入札参加資格）

第3条 条件付入札に参加できる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 砺波市の建設工事等入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に記載されている者であること。
- （3） 砺波市入札請負工事等指名業者選定基準（平成16年砺波市訓令第158号）第6条に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- （4） 対象工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できる者であること。
- （5） 対象工事ごとに定める次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 営業所の所在地等に関すること。
 - イ 有資格者名簿における工種及び等級又は経営事項審査結果通知書の総合評定値並びに砺波市総合評点に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに定める入札参加資格要件を満たす者であること。

（入札の公告）

第4条 条件付入札を実施する場合は、当該工事に係る工事名、工事場所、工事概要、工事期限、入札参加資格要件等を公告するものとする。

2 公告は、砺波市ホームページ及び砺波市役所本庁舎閲覧室に掲示するものとする。

（設計図書の配布等）

第5条 条件付入札に参加しようとする者は、砺波市ホームページに掲示する設計図書をダウンロードにより取得するものとする。ただし、その取得ができない場合は、砺波市役所本庁舎閲覧室において設計図書を縦覧できるものとする。

（入札の方法等）

第6条 条件付入札の方法は、郵便入札とし、その手続きについては別に定めるものとする。

2 条件付入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入札書
 - (2) 積算内訳書
 - (3) その他入札公告において定める書類
- (入札参加資格の審査)

第7条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）については、事後審査を原則とする。

(落札者の決定等)

第8条 入札執行者は、開札後、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）であること及び失格基準価格を満たしている場合において、最低の入札価格及び当該入札をした者を落札候補者として公表した上で資格審査を行い、落札者として決定する旨を宣言するものとする。

2 前項において、落札となるべき価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定するものとする。

3 入札執行者は、落札候補者が入札参加資格を有しないと認めるときは、新たに次の順位者を落札候補者として資格審査することとし、落札者決定まで同様に繰り返すものとする。

4 入札執行者は、落札者が決定したときは、次の順位以降の者の資格審査を行わないものとする。

5 入札執行者は、落札候補者の資格審査結果を当該落札候補者に入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

(対象工事ごとの入札参加資格要件)

第8条 対象工事ごとに定める入札参加資格要件及びこの要領に定めのない事項については、砺波市入札指名審査委員会において決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(砺波市条件付一般競争入札試行要領の廃止)

2 砺波市条件付一般競争入札試行要領（平成20年砺波市告示第124号）は、廃止する。

砺波市郵便入札実施要領（平成21年砺波市告示第74号）

（目的）

第1条 この要領は、砺波市契約規則（平成16年砺波市規則第34号。以下「規則」という。）に基づき市が発注する建設工事において、競争入札における従来の入札方法に加え、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の方法により、入札参加者の事務の省力化を促進し、入札の透明性を確保するため、必要な事項を定める。

（対象工事等）

第2条 郵便入札の実施対象は、条件付一般競争入札及び指名競争入札とする。

（入札の公告等）

第3条 市長は、郵便入札に付するときは、別に定める条件付一般競争入札の公告及び規則第18条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項を併せて公告又は通知を行うものとする。

- (1) 入札書及び入札価格の積算内訳書（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 開札の日時及び場所
- (5) この要領の規定に反して提出された入札書等を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

（入札回数）

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は、1回とする。

（入札書等の郵送方法）

第5条 郵便入札に参加しようとする者は、入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として本市に届け出た印に限る。）した上で、第3条の到達期限までに到達するように市長あてに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により「砺波郵便局留」として送付しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、入札書及び入札価格の積算内訳書の中封筒に入れて封かんし、入札参加者名、開札日、入札番号、工事名、工事場所を記載した上で郵送用の外封筒に入れて封かんしなければならない。

3 前項の郵送用の外封筒は、あて名を「砺波市長（財政課）」とし、表側に「入札書等在中」及び「砺波郵便局留」と記載し、表側に件名、表又は裏側に入札参加者の住所・名称及び氏名を記載して郵送しなければならない。

（入札書等の開札）

第6条 市長は、到達期限翌日に砺波郵便局において入札書等を受領し、郵送用の封筒を開封して入札書等を封かんした封筒を確認し、入札書においては開札日時まで財政課において厳重に保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により保管した封筒をあらかじめ指定した日時及び場所において、当該入札事務執行者以外の職員の入札立会人に立ち合わせて開札を行うものとする。

3 入札者は、送付した入札書等について引き換え若しくは変更又は取り消すことができない。

4 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、落札決定

を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。その際の入札立会人は、不要とする。

(入札の延期、中止)

第7条 市長は、必要があると認めるとき、理由を示した上で入札の延期又は中止をすることができる。郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

(入札の無効)

第8条 郵便入札の執行について、砺波市入札心得（平成16年砺波市訓令第22号）に規定するもののほか、郵便による入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 公告した到達期限までに到達しなかった場合

(2) 第5条に規定する送付方法によらず送付した場合

(入札結果の公表)

第9条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果を公表する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

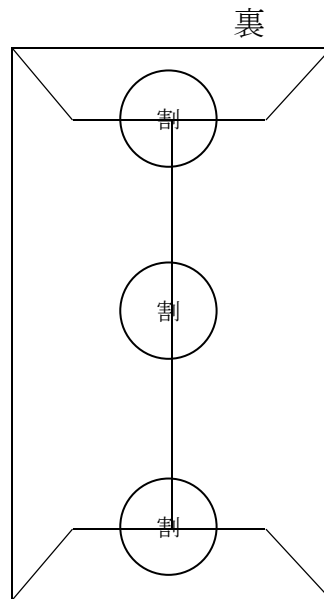
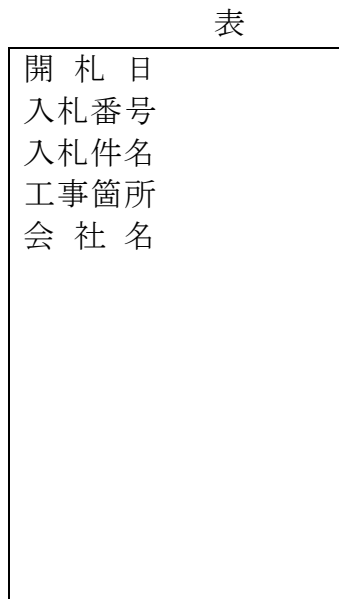
(砺波市郵便入札試行要領の廃止)

2 砺波市郵便入札試行要領（平成20年砺波市告示第125号）は、廃止する。

郵便入札実施要領第5条に係る封筒について

* 中封筒

縦書き
横書き
自由



- ・きちんと糊付けすること。
- ・入札書を入れること。
- ・積算内訳書を入れること。(ない場合は無効、失格とする。)

* 外封筒

縦書き
横書き
自由

